

基準 17 屋外消火栓設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによる。

- 1 ポンプを用いる加圧送水装置等は、基準 10、第 1 項の規定の例によること。
- 2 水源の有効水量の算定は、基準 10、第 2 項の規定の例によること。
- 3 水源の水槽等の材質は、基準 10、第 3 項の規定の例によること。
- 4 配管は、基準 10、第 4 項（第 2 号及び第 3 号を除く。）の規定の例によるほか、次の各号によること。
 - (1) 単口型の屋外消火栓を設ける場合は、内径を 80mm 以上、双口型の屋外消火栓を設ける場合は、内径を 100mm 以上とすること。
 - (2) 管の内径に対する流水量は、表 17-1 によること。

表 17-1

管の呼び(mm)	管の許容流水量(L/min)
65以上	350
100以上	700

- 5 非常電源、配線等は、基準 10、第 5 項の規定の例によること。
- 6 耐震措置は、基準 10、第 6 項の規定の例によること。
- 7 屋外消火栓箱は、基準 10、第 7 項第 1 号から第 4 号までの規定の例によるほか、次の各号によること。
 - (1) 屋外消火栓箱の上部又は屋外消火栓箱の扉表面の上端部に、取付け面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m 離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。
 - (2) 雨水又はねずみ等が侵入できない構造のもので、かつ、通気口を設けたものであること。
 - (3) 扉は、容易に全開することができる構造のものであること。
- 8 屋外消火栓は、次の各号によること。
 - (1) 地上式とし、かつ、ホースの接続口（差込式で、口径が 65mm のもの）が屋外消火栓箱の内部に格納されているものであること。
 - (2) 建築物の外壁に接して、出入口又は開口部付近等有効に消火活動が行える場所に設けるものとする。

(3) 令第19条第3項第1号の「建築物の各部分」とは、建築物の1階部分の外壁又はこれに代わる柱等の部分（地上1m程度）をいうものであること。

(4) 大規模な工場等で、屋外消火栓を令第19条第3項第1号の規定により設置した場合において、当該防火対象物の中央部に生ずるデッドスペースは、屋外消火栓設備の有効範囲内の部分とみなさず、屋内消火栓設備を設置すること。

9 ホース及び筒先は、基準10、第8項第1号ウの規定の例によるほか、次の各号によること。

(1) 1の屋外消火栓につき、呼称65mm、長さ20mのホース2本以上及び筒先1本以上を、屋外消火栓箱に格納しておくこと。

(2) ノズルの口径は、19mm以上のスムーズノズルとし、検定協会の鑑定品とすること。

10 標識等は、次の各号によること。

(1) 屋外消火栓箱の内部又はその直近の見やすい箇所に、基準10、第10項第1項の規定の例により屋外消火栓の使用方法を表示すること。

(2) 「ホース格納箱」及び「消火栓」の標示をすること。

「ホース格納外箱」の表示(規則第22条第4号イ)

ホース格納箱

文字の大きさ:1字につき50mm 平方以上

色:屋外消火栓箱の色と識別できる色

「消火栓」と表示した標識(規則第22条第4号ロ)

消火栓

大きさ:短辺…100mm 以上

長辺…300mm 以上

色: 地…赤

文字…白

文字の大きさ:1字につき50mm 平方以上

11 消防用ホース及び配管の摩擦損失計算は、次の各号によること。

(1) 消防用ホースの摩擦損失計算は、表17-2によること。

表17-2 ホースの摩擦損失水頭表(100m当り)

流量(l/min)	呼称 種別	ホースの呼称	
		呼称65のホース	
		麻ホース	ゴム内張ホース
350		10	4

(2) 配管の摩擦損失計算は、「配管の摩擦損失計算の基準」(昭和51年消防庁告示第3号)によること。